

# 令和7年第3回 北竜町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月21日(金) 午後3時58分から午後4時28分
2. 開催場所 すこやかセンター2階 会議室
3. 出席委員 ( 9人)

10番 善岡 浩樹 (会 長)	7番 松田 力 (会長代理)	
<del>1番 永井 稔</del>	2番 高田 秋光	3番 山外 明人
4番 植松 春雄	5番 川島 史伸	6番 澤田 正人
8番 川瀬 崇	9番 藤崎 正雄	
4. 欠席委員 ( 1人) 1番 永井 稔
5. 議事日程

第 1	会議録署名委員の選出	川島 史伸 澤田 正人
第 2	会議書記の指名	長谷局長、滝上推進員、清水野主事
第 3	農政報告	参 与 續木課長
第 4	会務報告	事務局 長谷局長
第 5	議事参与の制限	あり (高田 秋光)
第 6	報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出について	
第 7	議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規程による農用地利用集積計画の決定について	
第 8	議案第7号 令和7年度農業委員会における最適化活動の目標設定等 (案) について	
6. 農業委員会事務局職員  
長谷育男事務局長・滝上和昭農地推進員・清水野梨希主事
7. 参与  
續木敬子産業課長

事務局長(長谷)	<p>みなさんお疲れ様です。</p> <p>本日は9名の委員が出席しており定足数に達しておりますので、只今から令和7年 第3回農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>それでは、善岡会長よりご挨拶を頂き、議事の進行をお願いいたします。</p>
会 長 (善岡)	<p>みなさんご苦労様です。まだまだ寒さ厳しいですが、町内においては既に春作業が始まっております。この先の天候については、徐々に春らしくなり益々融雪が進むものと思われます。</p> <p>また、町の4月1日付け人事異動により事務局職員にも異動が生じることとなりますが、引き続きみなさんのご理解とご協力をよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、令和7年 第3回農業委員会総会を開催致します。</p>
議 長 (会長)	<p>日程第1 会議録 署名委員の選出について 川島委員・澤田委員をお願い致します。</p>
議 長	<p>日程第2 会議書記の指名について 会議書記には、長谷事務局長 滝上農地推進員 清水野主事を配置いたします。</p>
議 長	<p>日程第3 農政報告 續木産業課長お願いします。</p>
参与 (續木)	<p>みなさんお疲れ様です。3月の農政報告についてご報告申し上げます。</p> <p>水田活用の直接支払交付金についてであります、「5年水張りの要件」については、令和9年度以降は求めない。新制度となるまでの令和7年・8年については、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りをしなくとも交付対象となるよう見直されますが、詳細につきましては、現在北海道に照会中でありまますので、今しばらくお待ちください。</p> <p>次に令和7年度の経営所得安定対策等の概要を配付させて頂きましたので、ご参照願います。</p> <p>以上農政報告と致します。</p>
議 長	<p>日程第4 農業委員会会務報告をお願いします。</p>

事務局長

会務報告 4ページをお開き下さい。  
【4ページ朗読】

議 長

日程第5 議事参与の制限について  
議事参与の制限が議案第6号で[REDACTED]にかかります。

それではこれより、報告1件、議案2件の審議に入ります。

議 長

日程第6 報告第9号 農地法第3条の3第1項の規定による相続  
の届出について、事務局より説明願います。

事務局長

5ページをお開き下さい。  
報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による相続の届出に  
ついて

農地法第3条の3第1項の規定による、相続により権利を取得した旨  
の届け出を別紙のとおり受けたので報告する。

令和7年3月21日提出

次のページをご覧ください。

受理番号 7-2 相続

権利取得者 [REDACTED]

権利移譲者 [REDACTED]が令和6年5月8日に亡くなられ、  
相続をしました。

土地の所在は板谷50番地2、外2筆です。

田が3筆で、合計面積 22,175.00 m<sup>2</sup>です。

土地の所在は資料1ページに航空写真を添付しておりますので、  
ご参照下さい。

続きまして、7ページをお開き下さい。

受理番号 7-3 相続

権利取得者 [REDACTED]

権利移譲者 [REDACTED]が令和7年2月3日に亡くなられ、  
相続をしました。

土地の所在は三谷23番地2、外6筆です。

田が4筆、畑が3筆で合計面積 36,037.00 m<sup>2</sup>です。

土地の所在は資料2ページの航空写真において、黄色に着色して

おりますので、ご参照下さい。

以上で報告を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑無し】

議 長

次に日程第7 議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について、事務局より説明願います。

事務局長

8ページをご覧下さい。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、北竜町から決定を求められた、別紙の農用地利用集積計画について議決を求める。

令和7年3月21日提出

9ページをお開き下さい。

番号 7-賃-15

利用権の設定を受ける者

利用権の設定をする者

利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。

土地の所在は、板谷146番地4 外1筆、

畑が2筆で 面積は 59,048.00 m<sup>2</sup>となっております。

資料3ページに航空写真がありますのでご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。

番号7-賃-15について、承認とされる方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号7-賃-15について承認といたします。

次に番号7-賃-16について説明願います。

事務局長

次のページをご覧ください。

番号 7-賃-16

利用権の設定を受ける者

利用権の設定をする者

利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。

利用権の種類は、賃貸借です。

期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。

土地の所在は、西川74番地7 外20筆、

田が21筆で 面積は 102,047.91 m<sup>2</sup>となっております。

土地の所在は資料4ページの航空写真をご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。

番号7-賃-16について、承認とされる方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号7-賃-16について承認いたします。  
次に番号7-賃-17について説明願います。

事務局長

11ページをお開き下さい。  
番号 7-賃-17  
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]  
利用権の設定をする者 [REDACTED]  
利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。  
期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。  
土地の所在は板谷50番地2 外3筆、  
田が3筆、畑が1筆で 面積は 22,175.00 m<sup>2</sup>となっております。  
土地の所在は資料1ページの航空写真をご参照下さい。  
以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。  
番号7-賃-17について、承認とされる方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号7-賃-17について承認いたします。  
次に番号7-賃-18で [REDACTED] に議事参与の制限がかかります。  
それでは説明願います。

事務局長

次のページをご覧下さい。  
番号 7-賃-18  
利用権の設定を受ける者 [REDACTED]  
利用権の設定をする者 [REDACTED]  
利用権の移転を受ける者の経営状況は、記載の通りです。  
利用権の種類は、賃貸借です。

期間、借賃、支払方法は、記載の通りです。

土地の所在は、三谷 27 番地 5 外 1 筆、

田が 2 筆で 面積は 10,703.00 m<sup>2</sup>となっております。

土地の所在は資料 2 ページの航空写真において、水色の線で囲って  
おりますので、ご参照下さい。

以上で説明を終わります。

議 長

ご質問等ありますか。

委 員

【質疑なし】

議 長

採決いたします。

番号 7-賃-18 について、承認とされる方は挙手願います。

委 員

【全員挙手】

議 長

番号 7-賃-18 について承認といたします。

ここで [REDACTED] の議事参与の制限を解きます。

日程第 7 議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正  
する法律附則第 5 条の規定により改正前の農業経営基盤強化促進法  
第 18 条の規定による農地利用集積計画の決定については全て承認と  
いたします。

事務局長

日程第 8 議案第 7 号 令和 7 年度 農業委員会における最適化活動  
の目標設定等 (案) について事務局より説明願います。

13 ページをご覧下さい。

議案第 8 号 令和 7 年度 農業委員会における最適化活動の目標設定等  
(案) について

農業委員会における最適化活動の推進等について (令和 4 年 2 月 2 日  
付け 3 経営第 2584 号農林水産省経営局長通知) に基づき、令和 6 年度  
農業委員会における最適化活動の目標設定等 (案) について別冊の

通り提出する。

令和7年3月21日提出

別冊資料をご覧ください。

別冊のとおり、令和7年度における最適化活動の目標設定等を定めることと致しました。

内容としましては、1ページ目農業委員会の状況ですが、直近農林業センサス等の数値を記載しております。

2ページからは、最適化活動の目標としまして記載をしておりますが、活動計画を、数値で目標化しております。

3ページ目の最後にあります、新規参入相談会への参加目標は、昨年を参考に計画しております。

この後のスケジュールとしましては、本総会にて目標決定後、北海道農業会議に通知・確認を受け、4月中HP等で公表をすることとなっております。

以上で説明を終わります。

議長

このことについて、質疑等ございますか。

委員

【質疑等なし】

議長

採決いたします。承認とされる方は挙手をお願いいたします。

委員

【全員挙手】

議長

日程第8 議案第7号 令和7年度 農業委員会における最適化活動の目標設定等（案）については承認と致します。

以上で、令和7年第3回農業委員会総会を終了致します。



議 長

---

5 番委員

---

6 番委員

---